沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第一 条 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) の一部を次のように改正する。

目次中

「産業高度化・事業革新促進計画等」を

「産業イノベーション促進計画等」に、

「―第六十五

条」 を「・第六十四条」に、 「第六十六条―第七十二条」を「第六十五条―第六十七条」に、 「第七十三

条 第七十四条」 を 「第六十八条・第六十九条」に、 「第七十五条―第八十三条の二」を 「第七十条

七十六条」に、 「第八十四条 第八十八条」を「第七十七条 -第八十五条」に、 「第六章 沖縄 \mathcal{O} 均 衡あ

「第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

る発展のための特別措置 (第八十九条 - 第九十四条)」を 第一 節 北部地域及び離 島 の地 域 \hat{O} 振興

第二節 その他の措置(第九十条―第九

措置

(第八十六条—第八十九条) に、 第九十五条 第百四条」を「第九十三条」に、 「第百五条 第百十

十二条)

条」を「第九十四条 -第百二条」に、 「第百十一条・第百十二条」を「第百三条・第百四条」に、 第百

十三条―第百十六条」を「第百五条 ―第百八条」に改める。

第三条第十号中 「産業高度化 (」の下に「高度情報通信ネットワークの利用、 情報通信技術を用い · た 情

報 の活用その他の方法により」を加え、 「以下同じ。)又は」を「第三十五条の三及び第三十六条に におい

て同じ。)又は」に、 「鉱工業品又は」を 「鉱工業品若しくは」に改め、 「活用」 の 下 に 「又は環境 へ の

負荷の低減を図るため の再生可能エネルギー源 (太陽光、 風力その他非化石エネルギー源 のうち、 工 ネル

ギー 源として永続的 に利用することができると認められるものをいう。 第七十九条第二項に お いて同

じ。)の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入」を加え、「以下同じ。)に」を

「第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)に」に改める。

第三条の二第三項及び第四条第四項中「平成二十四年度」を「令和四年度」に改める。

第六条第一項中 「沖縄県知事は」 の 下 に 一、 基本方針に即して」を加え、 同条第二項に次の二号を加え

る。

兀 前号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果

五. 第七条の二第一項に規定する観光地形成促進措置実施計画 の同条第四項の認定に関する基本的 事項

第六条中第三項を削り、 第四項を第三項とし、 同条第五項中 「よう努める」を削り、 同項を同条第四 項

同 条第八項中 「第四項」 を 「第三項」 に改め、 同項 を同条第七項とする。 とし、

同条第六項を同条第五項とし、

同条第七項中

「第五項」

を

「第四項」に改め、

同項を同条第六項と

項」

項 を 同 条第四 項 に改 め 同 条の 次に次 \mathcal{O} 兀 条を加える。

第七条第

一項中

「前条第五

を

「前条第四項」

に、

「同条第八項」

を

「同条第七項」

に、

同条第五

観 光地 形成 促進 措置 実 施 計 画 0 認定等

第七条の二 提出観光地 形成促進 計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において国内外からの観

光旅客の来訪 の促進に資する高 い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設 の整備 その 他 \mathcal{O}

措置 (以下この款において 「観光地形成促進措置」という。) を実施する者は、 提出 観 光地形: 成促進計

画に 即 して、 観光 地形: 成促 進措置 $\overline{\mathcal{O}}$ 実施に関する計画 (以下この条において 「観 光地 形成 促進 措置 実施

計 画 という。)を作成し、 当該観光地 形成促進措置実施計画 が適当である旨の沖縄 県知· 事の 認定を申

請することができる。

観光地形成促進措置実施計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

2

- 一 観光地形成促進措置により達成しようとする目標
- 二 観光地形成促進措置の内容及び実施期間
- 三 観光地形成促進措置の実施体制
- 兀 観光地形成促進措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 観光地 形成促進措置実施計画には、 登記事項証明書、 貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添

付しなければならない。

4 沖縄県知事は、 第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光地形成促進措置実施

計 一画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 提出観光地形成促進計画に適合するものであること。
- 観光地形成促進措置を実施することが当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資す
- る高 い国際競争力を有する観光地の形 成の促進を図るために有効か つ適切なものであること。
- 三 観光地形成促進措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

- 沖縄県知事は、 前項の認定をしたときは、 主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る観光地形
- 成促進措置実施計画の概要を公表するものとする。

6

第四

5

項の認定を受けた者(以下この款において「認定事業者」という。)は、

当該認定に係る観光地

- 形成促進措置実施計画の変更をしようとするときは、 沖縄県知事の認定を受けなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による変更の認定について準用する。

認定事業者が第四項の認定に係る観光地

形成促進措置実施計画

(第六項の規定による

8

沖

縄

県

知事

は、

- 変更の認定があったときは、 その変更後のもの。 以下この款において 「認定観光地形成促進措置実施計
- 画」という。)に従って観光地形成促進措置を実施していないと認めるときは、 その認定を取り消すこ
- とができる。
- 9 沖 縄 県知事 は、 認定観光地形成促進措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなった
- と認めるときは、 認定事業者に対して、 当該認定観光地形成促進措置実施計画の変更を指示し、 又はそ
- の認定を取り消すことができる。
- 10 沖縄県知事は、 前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、 その旨を公表するものとす

(認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況の報告)

第七条の三 認定事業者は、 主務省令で定めるところにより、 認定観光地形成促進措置実施計画の実施状

況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第七条の 几 中 小企業信 用保険法 (昭和二十五年法律第二百六十四号) 第三条第一項に規定する普通 保険

(以下この章に おいて 「普通保険」 という。) 又は同法第三条の二第一 項に規定する無担保保険 以 下

この章において 「無担保保険」という。)の保険関係であって、 観光地形成促進関連保証 (同法第三条

第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、 認定観光地形成促進措置実施計画に従っ

て観光地形成促進措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。 以下この条において同じ。)を

受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、 これらの

規定中 同 表 の中欄に掲げる字句 は、 同表 の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

保険価額の合計額が

沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四

三条第二項及び第五条の規定の適用については、 同項中「百分の七十」とあり、 及び同条中 「百分の七

(無担保保険、 特別小口保険、 流動資産担保保険、 公害防止保険、 エネルギー対策保険、 海外投資関

係保険、 新事業開拓保険、 事業再生保険及び特定社債保険にあつては、 百分の八十)」とあるのは、

「百分の八十」とする。

3 普 通保険又は無担 保保険の保険関係であって、 観光地形成促進関連保証に係るものについての保険料

 \mathcal{O} 額 ば、 中 小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、 保険金額に年百分の二以内において政令で定

める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第七条の五 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法 (昭和三十八年法律第百一号)

第五条第一項各号に掲げる事業のほか、 次に掲げる事業を行うことができる。

中 小 企業者が認定観光地形 成促進措置実施計 .画に従って観光地形成促進措置を実施するために資本

金 の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の

保有

中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定観光地形成促進措置実施計画に従っ

て観光地形成促進措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、 新株予約

権 (新株予約権付社債に付されたものを除く。) 又は新株予約権付社債等 (中小企業投資育成株式会

社法第五条第一 項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。 以下この章において同じ。) 0) 引受

け 及び当該 引受けに係る株式、 新株予 %維 (その 行使に より 、発行され、 又は移転された株式を含

な。) 又は 新 株子約 権付社債等 (新株予約権付社債等に付された新株予約 権の行使により発行され

又は移転された株式を含む。)の保有

2

前項各号に掲げる事業は、 中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、 それぞれ同法第五

条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第八条第一項中 「区域内において」 の 下 に 「認定観光地形成促進措置実施計画に従って」を加え、

進措 を 置 が当該区域に 「認定事 業者 お (当該認定事 ける国内外 か 業者が認定観光地 ?らの観: 光旅客の 形成! 来訪 \mathcal{O} 促進措置実施計画に従って実施する観光地 促進に資する高い 国際競争力を有する観光地 形 成促 0

形 成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け

た者に限る。)」に改める。

第九条中 「区域内において」の下に「認定観光地形成促進措置実施計画に従って」を加え、 「増設した

者」を「増設した認定事業者 (前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)」 に改める。

第二十六条中 「限る。 の下に「以下この条において同じ。」 を加え、 「購入し」を「、 若しくは旅客

ターミナル施設等若しくは特定販売施設にお いて小売業の業務を行う者から電子情報処理組織を使用する

方法その 他 の情 報通 信 の技術を利用する方法により購入し、 に改める。

第二十八条第一 項中 「沖縄県知事 は」の下に 基本方針に即して」を加え、 同条第二項第三号中

三十条第一項」の下に「及び第三十一条第二項」を加え、 同項に次の二号を加える。

五. 前号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果

六 第二十九条の二第一項に規定する情報通信産業振興措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本

的事項

第二十八条中第三項を削 り、 第四項を第三項とし、 同条第五項中 「よう努める」 を削り、 同項を同

四項とし、 同条第六項を同条第五項とし、 同条第七項中 「第五項」を「第四項」 に改め、 同項を同条第六

項とし、 同条第八項中 「第四項」を「第三項」に改め、 同項を同条第七項とする。

第二十九条第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、 「同条第八項」を「同条第七項」に、 「同条

第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信産業振興措置実施計画の認定等)

第二十九条の二 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通

信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置 (以下この節において「情報通信産業振興措 とい

)を実施する者は、 提出情報 報通信産業振興計画に即して、 情報通信産業振興措置の実施に関する計

興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

「情報通信産業振興措置実施計画」という。)を作成し、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 情報通信産業振興措置により達成しようとする目標

2

情報通信産業振興措置実施計画には、

画

(以下この条において

- 一 情報通信産業振興措置の内容及び実施期間
- 三 情報通信産業振興措置の実施体制

当該情報通信産業振

兀 情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 情 報通信産業振興措置実施計画には、 登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を

添付しなければならない。

4 沖縄県知事は、 第一項の規定による認定の申請があった場合において、 その情報通信産業振興措置実

施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

一提出情報通信産業振興計画に適合するものであること。

情報 通信 産業振興措置を実施することが当該区域における情報通信産業の振興を図るために有効か

つ適切なものであること。

三 情報通信産業振興措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5 沖縄県知事 は、 前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る情報通信

産業振興措置実施計画の概要を公表するものとする。

6 第四 項の認定を受けた者 (以下この節において 「認定事業者」という。) は、 当該認定に係る情報通

信産業振興措置実施計画の変更をしようとするときは、 沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による変更の認定について準用する。

8 沖縄県知事は、 認定事業者が第四項の認定に係る情報通信産業振興措置実施計画 (第六項の規定によ

る変更の認定があったときは、その変更後のもの。 以下この節において 「認定情報通信産業振興措置実

施計 画 という。)に従って情報通信産業振興措置を実施していないと認めるときは、 その認定を取り

消すことができる。

9 沖縄県知事 は、 認定情報通信産業振興措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなっ

たと認めるときは、 認定事業者に対して、 当該認定情報通信産業振興措置実施計画の変更を指示し、 又

はその認定を取り消すことができる。

沖縄県知事は、 前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとす

る。

10

(認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況の報告)

第二十九条の三 認定事業者は、 主務省令で定めるところにより、 認定情報通信産業振興措置実施計画 $\overline{\mathcal{O}}$

実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第三十条の見出しを「(特定情報通信事業の認定等)」に改め、 同条第一項中 「の区域」を「の 区域

内」に改め、 を「認定法人」に、 同条中第四項を第六項とし、 「同項」を「第一項」に改め、 第三項を第五項とし、 同項を同条第四項とし、 同条第二項中 同条第一項の次に次の二 「前項の認定を受けた法

項を加える。

2 前項 の認定を受けた法人(以下この条及び第三十一条第二項において 「認定法人」という。)は、 主

務省令で定めるところにより、その認定に係る特定情報通信事業 (以下この節において「認定特定情報

通信事業」という。)の実施状況について、 毎年、 沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事は、 その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。 認定特定情報通信事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、 認定法人に対

第三十条の次に次の二条を加える。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十条の二 普通保険又は無担保保険の保険関係であって、 情報通信産業振興関連保証 (中小企業信用

保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、 認定情報通信産業振興措置

実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金又は認定特定情報通信事業を営む

いての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句 ために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものにつ

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

の合計額とがそれぞれ		
険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額		
情報通信産業振興関連保証に係る保険関係の保	保険価額の合計額が	第三条の二第一項
とがそれぞれ		
合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額		
保証」という。)に係る保険関係の保険価額の		
業振興関連保証(以下「情報通信産業振興関連		
号)第三十条の二第一項に規定する情報通信産		
沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四	保険価額の合計額が	第三条第一項

			第三条の二第三項
	当該債務者		当該借入金の額のうち
とに、当該債務者	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証ご	とに、それぞれ当該借入金の額のうち	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証ご

2 普 通保険の保険関係であって、 情報通信産業振興関連保証に係るものについての中小企業信用保険法

第三条第二項及び第五条の規定の適用につい ては、 同項中 「百分の七十」とあり、 及び 同条中 百百 分の

七十 (無担保保険) 特別 小 ,口保険、 流動資産担保保険、 公害防止保険、 エネルギ] 対策保険、 海外投資

関係保険、 新事業開拓保険 事業再生保険及び特定社債保険にあつては、 百分の八十)」とあるのは、

「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であって、 情報通信産業振興関連保証に係るものについての保険

料の額は、 中 小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、 保険金額に年百分の二以内において政令で

定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十条の三 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事

業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

中小企業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施し、 又は認

定特定情報通信事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式

の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定情報通信産業振興措置実施 計 画

従って情報通信 産業振興措置を実施し、 又は認定特定情報通信事業を営むために必要とする資金の調

約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権 (その行使により発行され、 又は移転 達を図るために発行する株式、

新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを除く。) 又は新株予

された株式を含む。)又は新株予約権付社債等 (新株予約権付社債等に付された新株予約権 の行使に

より発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項各号に掲げる事業は、 中 小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、 それぞれ同法第五

条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第三十一条第一項中「において」の下に 「認定情報通信産業振興措置実施計画に従って」を加え、 乊

置実施計 は情報通信技術利用事業」 画に従って実施する情報通信産業振興措置が当該区域における情報通信産業の振興に特に資する を削り、 「法人」 を「認定事業者 (当該認定事業者が認定情報通信産業振 興措

のとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)」 に改

ŧ

め 同条第二項中 「前条第 項の認定を受けた法人の特定情報通信事 業 を 「認定法人 (当該認定法 人が

る情 営む認定特定情 報 通 信 産業 報通! \mathcal{O} 振興に特に資するものとして主務大臣 信事 業が提出 情報通信産業振興 八計画 が定める基準に適合することについて主務大臣 に定めら ħ た情報で 通信産業特別 地 区 \mathcal{O} 区 域 E おけ

確認を受けた法人に限る。) の認定特定情報通信事業」 に改める。

第三十二条中 「区域内において」の下に 「認定情報通信産業振興措置実施計画に従って」を加え、 又

は情報通信技術利用事業」 を削り、 増設した者」 を 「増設した認定事業者 (前条第一項に規定する主務

大臣 . (7) 確認を受けた者に限る。)」 に改める。

第三章第三節 の節名を次のように改める。

第三節 産業イノベーション促進 計画等

第三十五条の見出しを「(産業イノベーション促進計画の作成等)」に改め、 同条第一項中 「産業高度

化及び事業革新」を 企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、 「基本方針に即して、産業のイノベ これを普及することにより、 ーション (産業高度化 創出される経済社会の大きな変 ・事業革新促進事業を行う

化 をいう。 次項及び第四十条において同じ。)」に、 「産業高度化 • 事業革新促進計 画 を 「産業 イノ

ベ ーシ 日 ン促進す 計 画 に改め、 同条第二項中 「産業高度化 ·事業革新促進計画」 を 「産業イノベ ーシ

促 進計 画 に改り め 同項第二号中 「製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新」

該 [産業高· 度化又は事業革 新 を 「産業のイノベーシ ヨン 0 促進」 に、 「産業高度化 事業革 新 促 進地

域」を「この節において「産業イノベーション促進地域」 促進地域」 を「産業イノベーション促進地域」 に改め、 同項に次の二号を加える。 に改め、 同項第三号中「産業高度化・事業革新

几 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果

五. 第三十五条の三第一 項に規定する産業高度化 事業革新措置実施計画 $\overline{\mathcal{O}}$ 同条第四 頃の 認定に関する

基本的事項

第三十五条第三項中 「産業高度化・事業革新促進計画」 を「産業イノベーション促進計画」 に改め、 同

る 条第四 を削 1項中 ŋ 「産業高度化 同条第五項から第七項までの規定中 ・事業革新促進計画」を 「産業イノベーション促進計画」に改め、 「産業高度化 ·事業革新促進計画」 を 「産業イノベ 「よう努め

第三十五条の二の 見出しを (産業イノベーシ ョン促進計 「画の実施状況の報告等)」 に改め、 同条第一

シ

日

ン促進計

画

に改める。

項中 「提出 した産業高度化 事業革. -新促進 計 画 を 「 提 出 た産業イノベ シ 日 ン 促進 計 画 に、 「提

出 産業 高 度 化 事 業革新 促 進 計 画 を ここの 節にお 1 て 「提出産業イノベ ーシ 日 促進 計 画 に 改 め 同

条第三項中 「 提 出 「産業高⁵ 度化 事 業革 新促進計 画 を 「提出産業イノベ] シ ョン促進計 画 に改 8 る。

第三十五条の三の前の見出しを削り、 同条に見出しとして 「(産業高度化・事業革新措置 実施 計 画 \mathcal{O} 認

「提出産業高度化・事業革新促進計画」

を

「提出産業イノベ

ーシ

日

促進

定等)」を付し、

同条第一項中

計 画 に、 「産業高度化 ·事業革新促進地域」 を 「産業イノベーション促進地域」に、 「又は産業高

化 事 業革 新促進事 業を営む者は、 産業高度化 事業革新措置 (製造業等の産業高度化若しくは事 業革新

に必要な 施設 の整備 その 他 この措置 又は 産業 高 度化 ・事業革新促進事業に必要な施設 の整 備その 他 \mathcal{O} 措 置を

いう。 以下この条及び次条において同じ。)」 を 「の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設 の整備そ

の他 !の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他 の措置 (以下この節において

産業高度化・事業革新措置」という。)を実施する者は、 提出産業イノベ ーシ ョン促進計画に即

産業高度化 ・事業革新措置」に改め、 同条第四項第二号を同項第三号とし、 同項第一号中 「産業高度化

事業革

新促進地域」

を

「区域」に改め、

同号を同項第二号とし、

同号の前に次の一

号を加える。

提出 産業イ ノベ ーシ ョン促進計画に適合するものであること。

第三十五 条の三第七項中 「認定産業高度化 事業革新措置実施 計 画 (第五項) を 「第四項の認定に係る

産業高度化 事業革新措置実施計 画 (第六項) に改め、 もの」 の 下 に 「。以下この節に お いて 「認定産

業高度化 ・事業革新措置実施計画」という。」を加え、 同項を同条第八項とし、 同条第六項中 「第四 項

の下に「及び第五項」を、 「前項の」の下に「規定による変更の」を加え、 同項を同条第七項とし、 同条

産業高度化 事業革 新措置実施計画」 という。)」 を削り、 同項を同条第六項とし、 同条第四項の次に次

 \mathcal{O} 項を加える。 第五項中

「前項」

を

「第四項」に、

「者(以下」を

「者(以下この節において」に改め、

(以 下

「認定

5 沖縄! 県知事 は、 前項の認定をしたときは、 主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る産業高度

化・事業革新措置実施計画の概要を公表するものとする。

第三十五条の三に次の二項を加える。

9 沖縄県知事 は、 認定産業高度化・事業革新措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものと

なったと認めるときは、 認定事業者に対して、 当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画の変更を指

示し、又はその認定を取り消すことができる。

沖縄県知事 は、 前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、 その旨を公表するものとす

る。

10

第三十五条の四を削る。

第三十五条の五に見出しとして「(認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況の報告)」を付

同条中 「沖縄県知事 は、 認定事業者に対し」を「認定事業者は、主務省令で定めるところにより」

に、 「報告を求めることができる」を 一、 毎年、 沖縄県知事に報告するものとする」に改め、 同条を第三

十五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十五条の五 普通保険又は無担保保険の保険関係であって、 産業高度化・事業革新関連保証 (中小企

業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、 認定産業高度化 • 事

業革 新措置実施計画に従って産業高度化 ・事業革新措置を実施するために必要な資金に係るも 0 をい

以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の

上欄

に掲げる同

法

う。

る。

の規 定の 適用 に ついては、 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同 表 0 下欄に掲げる字句とす

第三条の二第 第三条第 項 項 保険価額の 保険価額の合計額が 合計額が 保険 額 化 号) 沖 産業高度化 業革新関連保 $\widehat{\mathcal{O}}$ 縄 合計 事業革新関連保証 第三十五条の五第 価 振 額 興 特 額とがそれぞれ の合計額とその他 · 事 別措 証 業革新関連保証に係る保険関係 置 という。) 法 平 (以下 項に規定する産業高度 成 の保険関係 + に係る保険関係 「産業高度化 匹 年法: 律 の保険 第 + · 事 価 \mathcal{O} 几

証ごとに、当該債務者		
産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保	当該債務者	
証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち		
産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保	当該借入金の額のうち	第三条の二第三項
価額の合計額とがそれぞれ		
の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険		

2 険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、 普通保険の保険関係であって、 産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての中小企業信用保 同項中「百分の七十」とあり、 及び同条中 百百

分の七十 (無担保保険、 特別小口保険、 流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、 海外

投資関係保険、 新事業開拓保険、 事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるの

は、「百分の八十」とする。

3 保険料の額は、 普 通保険又は無担保保険の保険関係であって、 中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、 産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての 保険金額に年百分の二以内において政

- 24 -

令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十五条の六 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる

事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

中 小企業者が認定産業高度化 ・事業革新措置実施計画に従って産業高度化 ・事業革新措置を実施す

るために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受け

に係る株式の保有

中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定産業高度化・事業革新措置実施計画

に従って産業高度化・事業革新措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株

式、 新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを除く。) 又は新株予約権付社債等の引受け及び

当該引受けに係る株式、 新株予約権 (その行使により発行され、 又は移転された株式を含む。)又は

新株予約権付社債等 (新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、 又は移転さ

れた株式を含む。)の保有

前項各号に掲げる事業は、 中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、 それぞれ同法第五

条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

2

第三十六条中 「提出産業高度化・ 事業革新促進計 画 を 「提出産業イノベーション促進計画」に、 「産

業高度化 ·事業革新促進地域」 を 「産業イノベーション促進地域」 に改め、 「認定事業者」 の 下 に **当**

該認定事 ·業者が認定産業高 度化 事業革新措置実施計画 に従って実施する産業高度化 事 業革新措置 が当

該 区域 ピ お ける産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣 が定める基準 に適合することに

0 1 て主務大臣 (T) 確認を受け た者に限る。)」 を加え、 「並びに建物及びその附属設備」 を 建物及び

その附属設備並びに構築物」に改める。

第三十七条中 「提出産業高度化 事業革新促進計画」 を「提出産業イノベーション促進計画」に、 産

業高度化 事業革新促進地域」 を 「産業イノベーション促進地域」に改め、 「認定事業者」 の 下 に

条に規定する主務大臣 の確認を受けた者に限る。)」 を加え、 「若しくはその事業に係る建物若しくはそ

の敷 地 を 建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地」 に改める。

第三十八条中 「提出産業高度化・ 事業革新促進計画」 を 「提出産業イノベーシ ョン促進計画」 に、 産

業高度化 ・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」 に改める。

第三十九条を次のように改める。

(施設等の整備)

第三十九条 国及び地方公共団体は、 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション

促進地 域 の区域に おける製造業等又は産業高度化・ 事業革. 新促進事業の振興を促進するために必要な次

に掲げる施設等の整備の促進に努めるものとする。

共同 流 通業務施設 (トラックターミナル、 倉庫 又は荷さばき場であって、 相当数の企業等に利用さ

せるためのものをいう。)、工場用地等 (工場用地その他の製造業等又は産業高度化 ·事業革新促進

事業の用に供する土地をいう。)、道路、 港湾施設、 工業用水道及び通信運輸施設

当該区域内の工場等 (工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をい

う。)に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うため の施設

第四十条中 「提出・ 産業高度化 ·事業革新促進計 画 を 「提出産業イノベーシ ョン促進計 画 に、 「産業

高 度化 事業革新促進地域」 を 「産業イノベーション促進地域」 に、 「前条に規定する」を「前条各号に

掲げる」に、 「区域内の産業高度化及び事業革新」を「区域における産業のイノベーション」に改める。

第四十一条第一項中 「沖縄県知事は」の下に「、基本方針に即して」を加え、 同条第二項に次の二号を

加える。

兀 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果

五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画 :の同条第四項の認定に関する

基本的事項

第四十一 条中第三項を削り、 第四項を第三項とし、 同条第五項中「よう努める」を削り、 同項を同条第

四項とし、 同条第六項を同条第五項とし、 同条第七項中 「第五項」を 「第四項」に改め、 同項を同条第六

項とし、 同条第八項中 「第四項」を「第三項」に改め、 同項を同条第七項とする。

第四十二条第一項中 「前条第五項」 を「前条第四項」に、 「同条第八項」を 「同条第七項」に、 「同条

第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等)

第四十二条の二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内におい

て国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置 (以下この節において 「国際物流拠点産業

集積措置」という。)を実施する者は、 提出 国際物流拠点産業集積計画に即して、 国際物流拠点産業集

積措置 の実施に関する計画 (以下この条において 「国際物流拠点産業集積措置実施計画」 という。)を

作成し、 当該 国際物流 .拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事 \dot{O} 認定を申請することが

できる。

2 玉 際物流拠点産業集積措置実施計 画に は、 次に掲げる事 項を記載しなければならない。

一 国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標

一国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間

三 国際物流拠点産業集積措置の実施体制

兀 国際物流 拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 玉 際物 流拠 点産業集積措置実 施 計 声に は、 登記 事 項証明 書、 貸借対照表その 他の主務省令で定める書

類を添付しなければならない。

4

沖 縄 県 知事 は、 第一項の規定による認定の申請があった場合において、 その国際物流拠点産業集積措

置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

- 一提出国際物流拠点産業集積計画に適合するものであること。
- に有効かつ適切なものであること。 国際物流拠点産業集積措置を実施することが当該区域における国際物流拠点産業の集積を図るため
- 三 国際物流拠点産業集積措置 が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 拠点産業集積措置実施計 沖 :補 県知事 は、 前項の認定をしたときは、 画 の概要を公表するものとする。 主務省令で定めるところにより、 当該認定に係る国際物流
- 6 流拠点産業集積措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならな 第四項の認定を受けた者(以下この節において「認定事業者」という。)は、 当該認定に係る国際物

7 第四 項及び第五項の規定は、 前項の規定による変更の認定について準用する。

\ <u>`</u>

8 による変更の認定があったときは、 沖縄 県知事 は 認定事業者が第四 その変更後のもの。 項の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計 以下この節において 「認定国際物流拠点産業集 画 (第六項の規定

積措置実施計画」という。)に従って国際物流拠点産業集積措置を実施していないと認めるときは、そ

の認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事 は、 認定国際物流拠点産業集積措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものと

なったと認めるときは、 認定事業者に対して、 当該認定国際物流拠点産業集積措置実施計画 の変更を指

示し、又はその認定を取り消すことができる。

沖 :縄 **爬**県知事 は 前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、 その旨を公表するものとす

る。

10

(認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況の報告)

第四十二条の三 認定事業者は、 主務省令で定めるところにより、 認定国際物流拠点産業集積措置実施計

画 の実施状況について、 毎年、 沖縄県知事に報告するものとする。

第四十三条の前の見出しを削り、 同条に見出しとして「(国際物流拠点産業集積地域における事業の認

定)」を付し、同条第一項中「これらの」を「当該」に改める。

第四十四条に見出しとして「(特定国際物流拠点事業の認定等)」を付し、 同条第一項中 「前条第 項

の認定 (同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。) を受けた法人で当該区域内において」を削り、

「営むもの」を 「営む法人」に改め、同条中第四項を第六項とし、 第三項を第五項とし、 同条第二項中

「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、 「同項」を「第一項」に改め、 同項を同条第四項とし、

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項 の認定を受けた法人(以下この条及び第五十条第二項において「認定法人」という。) は、 主務

省令で定めるところにより、 その認定に係る特定国際物流拠点事業 (以下この節において 「認定特定国

際物流拠点事業」 という。) の実施状況について、 毎年、 沖縄県知事に報告するものとする。

認定特定国際物流拠点事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、

に対し、 その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

3

沖縄県知事は、

第五十三条及び第五十四条を削り、 第三章第四節中第五十二条を第五十四条とし、 第五十一条を第五十

三条とし、第五十条を第五十二条とする。

第四十九条中 「区域内において」の下に 「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って」 を加え、

増設した者」を「増設した認定事業者 (前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)」

認定法人

に改め、 同条を第五十一条とする。

第四十八条第一項中「において」の下に 「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って」を加え、

増設した者」を 「増設した認定事業者 (当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施 計画に

従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するもの

として主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)」 に改め、 同

条第二項中 「第四十四 条第 項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事 ·業 を 「認定法人 (当該認 定法

人が営む 認定特定国際物 流 拠点事業が当該区域における国際物流 拠点産業の集積に特に資するものとして

主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。) の認定特定国 際物

流拠点事業」に改め、 同条を第五十条とする。

小企業信 用保険法 (の特例) 第四十七条の次に次の二条を加える。

中

第四十八条 普通保証 除又は 無担保 保険 の保険関係であって、 国際物流拠点産業集積関連保証 中 小企業信

用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、 認定国際物流拠点産業集

積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金又は認定特定国際物流

拠点事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者 に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

価額の合計額とがそれぞれ		
の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険		
国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険関係	保険価額の合計額が	第三条の二第一項
合計額とがそれぞれ		
価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の		
積関連保証」という。) に係る保険関係の保険		
産業集積関連保証(以下「国際物流拠点産業集		
号)第四十八条第一項に規定する国際物流拠点		
沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四	保険価額の合計額が	第三条第一項

	当		第三条の二第三項 当芸
	当該債務者		当該借入金の額のうち
証ごとに、当該債務者	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保	証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保

2 普通保険の保険関係であって、 国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保

険法第三条第二項及び第五条の規定の適用につい ては、 同項中 「百分の七十」 とあり、 及び同り 条中

投資関係保険、 新事業開拓保険、 事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるの

は、「百分の八十」とする。

分の七十

(無担保保険、

特別小

П

[保険、

流動資産担保保険、

公害防止保険、

エ

ネルギー

対策保険、

海外

3 普 通保険又は無担保保険の保険関係であって、 国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての

保険料の額は、 中 小企業信用保険法第四 条の規定にかかわらず、 保険金額に年百分の二以内において政

令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第四十九条 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業

のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

中小企業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施

又は認定特定国際物流拠点事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際

に 発行する株式 の引受け及び当該引受けに係る株式 7の保有

中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定国際物流拠点産業集積措置実施

に従って国際物流拠点産業集積措置を実施し、 又は認定特定国際物流拠点事業を営むために必要とす

る資金の調達を図るために発行する株式、 新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを除く。)

れ、 又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、 又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等 (新株予約権付社債等に付された新株予 新株予約権(その行使により発行さ

約権 の行使により発行され、 又は移転された株式を含む。) の保有

2 前項各号に掲げる事業は、 中 小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、 それぞれ同法第五

条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第五十五条の二の見出しを「(経済金融活性化計画の認定等)」に改め、 同条第一項中「及び次条」を

削り、同条第二項に次の二号を加える。

兀 前号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果

五 第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的

事項

第五十五条の二中第三項を削り、 第四項を第三項とし、 同条第五項中 「において、」 の下に「その」を

加え、 「次に掲げる基準に適合する」を「次の各号のいずれにも該当するものである」 に改め、 同 項を同

条第四項とし、 同条第六項を同条第五項とし、 同条第七項中 「第五項」を 「第四項」に改め、 同項を同条

第六項とし、同条に次の五項を加える。

7 沖縄県知事 は、 第四項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、 内閣総理大臣

の認定を受けなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、 前項の規定による変更について準用する。

9 内閣 総 理大臣は、 第四項の認定に係る経済金融活性化計画 (第七項の規定による変更の認定があった

ときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。)の適正な実施

のため必要があると認めるときは、 沖縄県知事に対し、 認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措

置を講ずることを求めることができる。

10 内 閣総理大臣は、 認定経済金融活性化計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認め

るときは、 関係行政 機関 の長に協議して、 その認定を取り消すことができる。

第五十五条の三から第五十五条の 五までを次のように改める。 11

第六項

の規定は、

前項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による認定経済金融活性化計画

の認定の取消しについて準用する。

(認定経済金融活性化計画 の実施状況の報告等)

第五十五条の三

沖縄県知事は、

認定経済金融活性化計画の実施状況について、

毎年、

公表するよう努め

るとともに、 内閣総理大臣に報告するものとする。

(経済金融活性化措置 実施 計画 (T) 認定等)

第五 十五 一条の四 経済金融活性 祀 特別 地区 (T) 区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他

の措置 (以下この節において 「経済金融活性化措置」という。)を実施する者は、 認定経済金融活性化

計 画に即して、 経済金融活性化措置の実施に関する計画 (以下この条において「経済金融活性化措置実

施計 画」という。)を作成し、 当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事 の認定を

申請することができる。

2 経済金融活性化措置実施計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経済金融活性化措置により達成しようとする目標

一 経済金融活性化措置の内容及び実施期間

三 経済金融活性化措置の実施体制

兀 経済金融活性化措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済金融活性化措置実施計画には、 登記事項証明書、 貸借対照表その他の内閣府令で定める書類を添

付しなければならない。

4 沖 -縄県 知事 は、 第一項の規定による認定の申請があった場合において、 その経済金融活性化措置実施

計 <u>i</u>画が. 次の各号の いずれにも該当するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

認定経済金融活性化計画に適合するものであること。

- 経済金融活性化措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適
- 切なものであること。
- 三 経済金融活性化措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 沖縄県知事 は、 前項の認定をしたときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該認定に係る経済金融
- 活性化措置実施計 画 の概要を公表するものとする。

6

第四

項

の認定を受けた者(以下この節において

- 融活性化措置実施計画の変更をしようとするときは、 沖縄県知事 の認定を受けなければならない。

「認定事業者」という。)は、

当該認定に係る経済金

- 7 第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による変更の認定について準用する。
- 8 沖縄県知事は、 認定事業者が第四項の認定に係る経済金融活性化措置実施計画 (第六項の規定による
- 変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化措置実施計
- 画 という。) に従って経済金融活性化措置を実施していないと認めるときは、 その認定を取り消すこ
- とができる。
- 9 沖縄県知事は、 認定経済金融活性化措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなった

と認めるときは、 認定事業者に対して、 当該認定経済金融活性化措置実施計画の変更を指示し、又はそ

の認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、 前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、 その旨を公表するものとす

る。

(認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況の報告)

第五十五条の五

認定事業者は、

内閣府令で定めるところにより、

認定経済金融活性化措置実施計画

の実

施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第五十五条の六を削る。

第五十六条の見出しを「 (特定経済金融活性化事業の認定等)」に改め、同条第一項中 「事業」の下に

(次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。)」を加え、 同条中第

四項を第六項とし、 第三項を第五項とし、 同条第二項中 「前項の認定を受けた法人」を 「認定法人」に、

同 項 を 「第一項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第 項の次に次の二項を加 ゚゚゙える。

前項の認定を受けた法人(以下この条及び第五十七条第二項において 「認定法人」という。)は、 内

2

閣府令で定めるところにより、 その認定に係る特定経済金融活性化事業 (以下この節において 「認定特

定経済金融活性化事業」という。)の実施状況について、 毎年、 沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事 は、 認定特定経済金融活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、 認定法

人に対し、 その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(中小企業信用保険法の特例)

第五十六条の二 普 通保険又は無担保保険 の保険関係であって、 経済 金融活性化関 漢保証 (中小企業信用

保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、 認定経済金融活性化措置実

施計 画に従って経済金融活性化措置を実施するために必要な資金又は認定特定経済金融活性化事業を営

むために必要な資金に係るものをいう。 以下この条において同じ。) を受けた中小企業者に係るものに

つい ての 次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

保険価額の合計額が

沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第·

十四四

第三条の二第三項 第三条の二第 普通保険の保険関係であって、 項 当該債務者 当該借入金の額のうち 保険価額の合計額が 経済金融活性化関連保証に係るもの に、 に、 価額 計額とその他 証 経済金融活性化関連保証及びその他の保証ごと 経済金融活性化関連保証及びその他の保証ごと 合計額とがそれぞれ 経済金融活性化関連保証 がそれぞれ それぞれ当該借入金の額のうち 当該債務者 という。)に係る保険関係の保険価額の合 の合計額とその他 の保険関係の保険価額の合計額と に っつい の保険関係の保険 ての中小企業信用保険法第 に係る保険関 係 価 の保 額 険 \mathcal{O}

号)

第五十六条の二第一項に規定する経済金融

活性化関連保証

(以下「経済金融活性化関連保

- 43 -

三条第二項及び第五条の規定の適用については、 同項中「百分の七十」とあり、 及び同条中 「百分の七

(無担保保険、 特別小口保険、 流動資産担保保険、 公害防止保険、 エネルギー対策保険、 海外投資関

係保険、 新事業開拓保険、 事業再生保険及び特定社債保険にあつては、 百分の八十)」とあるのは、

「百分の八十」とする。

3 普 通保険又は無担 保保険の保険関係であって、 経済金融活性化関連保証に係るものについて の保険料

 \mathcal{O} 額 ば、 中 小企業信用保険法第四 「条の規定にかかわらず、 保険金額に年百分の二以内において政令で定

める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第五十六条の三 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる

事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

中 小 企業者が認定経済金融活性化措置実施計 一画に従って経済金融活性化措置を実施し、 又は認定特

定経済金融活性 化事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株

式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定経済金融活性化措置実施計画に従っ

て経済金融活性化措置を実施し、 又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要とする資金の 調

達を図るために発行する株式、 新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを除く。) 又は新 株予

約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、 新株予約権 (その行使により発行され、 又は移転

された株式を含む。)又は新株予約権付社債等 (新株予 約権付社債等に付された新株予約権 \mathcal{O} 行使に

より発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項各号に掲げる事業は、 中 小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、 それぞれ同法第五

条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第五 十七条第一項中 「において」の下に 「認定経済金融活性化措置実施計画に従って」を加え、 法

「認定事業者」に改め、 同条第二項中 「前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計

に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」 を 「認定法人の認定特定経済金融活性化事 業 に改

める。

第五 十七条の二第一項中 「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事

業」を「特定経済金融活性化事業」に改める。

第五十八条中「区域内において」の下に 「認定経済金融活性化措置実施計画に従って」を加え、 「増設

した者」を「増設した認定事業者」に改める。

第六十四条を削る。

第六十五条第一項を削り、 同条第二項を同条とし、 同条を第六十四条とする。

第三章第八節中第六十六条の前に次の一条を加える。

(資金の確保等)

第六十五条 国及び地方公共団体は、 沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努

めるものとする。

第六十六条を次のように改める。

(国等の援助)

第六十六条 国及び地方公共団体は、 沖縄 の特性に即した中 小企業の振興に資するため、 中小企業者その

他の関係者に対する助言、 指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第六十七条から第七十一条までを削り、第六十六条の次に次の一条を加える。

(手続に係る負担の軽減)

第六十七条 国及び地方公共団体は、 沖縄の振興に関する施策を推進するに当たっては、その実施に際し

て必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより中小企業者の負担の軽減

を図るよう努めるものとする。

第七十二条を削る。

第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、 同条第一号中 「新たに事業を

開始しようとする者、事業を開始した日以後五年を経過していない者」を「新たな事業を行う者」 に改

め、第三章第九節中同条を第六十八条とする。

第七十四条中 「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改め、 同条を第六十九条とする。

第七十五条から第七十七条までを削り、 第四章中第七十八条を第七十条とし、第七十九条から第八十三

条までを八条ずつ繰り上げる。

第八十三条の二に次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、 沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の

充実に努めるものとする。

2

第八十三条の二を第七十六条とする。

第八十四条中 「伝承されてきた」の下に「多様な」を、 「活用」の下に「並びに当該文化的所産の担い

手の育成」 を加え、 第五章中同条を第七十七条とし、 第八十四条の二を第七十八条とする。

第八十四 条の三の見出しを 「 (自然環境の保全等) 」 に改め、 同条に次の一項を加える。

2

国

|及び

地方公共団体は、

沖縄における脱炭素社会

(地球温暖化対策の推進に関する法律

律第百十七号) 第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に資するため、エネルギー の使用の

合理化の促進、再生可能エネルギー源の利用の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十四条の三を第七十九条とする。

第八十四条の四に次の一項を加える。

3

玉 及び地方公共団体は、 沖縄における子どもの貧困対策 (子どもの貧困対策の推進に関する法律 平

成二十五年法律第六十四号)による子どもの貧困対策をいう。 以下この項において同じ。) の推進に資

(平成十年法

するため、 貧困の状況にある子どもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、 貧困の状

況にある子どもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にある子ども

に対する経済的支援、子どもの貧困対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努

めるものとする。

第八十四条の四を第八十条とし、 第八十五条を第八十一条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(デジタル社会の形成)

第八十二条 国及び地方公共団体は、 沖縄におけるデジタル社会(デジタル社会形成基本法 (令和三年法

律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。)の形成に資するため、 高度情報通信ネット

ワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、 事業の高度化及び生

産性 の向 上の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十六条の前の見出しを削り、 同条を第八十三条とし、 同条の前に見出しとして「(国際協力及び国

際交流 の推進)」 を付し、 第八十七条を第八十四条とし、第八十八条を第八十五条とする。

第六章中第八十九条の前に次の節名及び三条を加える。

第一節 北部地域及び離島の地域の振興

(北部地域の振興)

第八十六条 国及び地方公共団体は、 北部地域 (沖縄の北部の地域のうち政令で定めるものをいう。

この条において同じ。) の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、 北部地域の 振興を図

るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

北 部 地 域 \bigcirc 特 性に応じた観光の振興、 情報通 信産業の 振興、 農林水産業の振興その 他の産業の

を図るために必要な措置

二 北部地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置

三 前二号に掲げるもののほ か、 北部地域におけ る雇用機会の拡充、 教育の振興、 福祉の増進、 医療の

確保、 生活環境の整備その他の北部地域の振興を図るために必要な措置

(離島の地域の振興)

第八十七条 国及び地方 公共団体 は 離 島 \mathcal{O} 地 域の 地理的 及び社会的条件が 不 利 なものであることに鑑

み、 離島 の地 域の振興を図るため、 次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

振興

離 島 の地域の特性に応じた観光の振興、 情報通信産業の振興、 農林水産業の振興その他の産業の振

興を図るために必要な措置

二 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置

 \equiv

前二号に掲げるもの

 \mathcal{O}

ほ

か、

離島の

地域における雇用機会の拡充、

教育の振興、

福祉の増進、

医療

 \mathcal{O} 確保、 生活環境の整備その 他 己の離島 \mathcal{O} 地域の 振興を図るために必要な措置

(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第八十八条 離 島 \mathcal{O} 地 地域内に おい て旅館業 (下宿営業を除く。 次条において同じ。 の用に供する設備

新設、 改修 (増築、 改築、 修繕又は模様替をいう。 以下この条及び次条において同じ。) 又は増設をし

た者がある場合には、 当該新設、 改修又は増設に伴い新たに取得し、 又は建設した建物及びその附属設

備については、 租税特別措置法で定めるところにより、 特別償却を行うことができる。

第八十九条を次のように改める。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第八十九条 第九条の規定は、 地方税法第六条の規定により、 地方公共団体が、 離島の地域内にお · て 旅

館業の用に供する設備の新設、 改修若しくは増設をした者について、 その事業に対する事業税、 その事

業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若

しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島 の地域内において畜産

業若しくは水産業を行う個人について、 その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者に

一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場

合に該当するものと認められるときに準 用する。

ついて、

これらの地方税に係る不均

第八十九条の次に次の節名を付する。

第二節 その他の措置

第九十条を次のように改める。

(無医地区における医療の確保等)

第九十条 沖縄 県 知 事 は、 沖縄振興計画に基づい て、 無医地区に関し、 次に掲げる事業を実施しなければ

ならない。

一診療所の設置

- 一 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 沖 縄 県 知事 は、 前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、
- 一医師又は歯科医師の派遣

は診療所の開設者

又は管理者に対し、

次に掲げる事業につき、

協力を要請することができる。

- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療
- 3 国及び沖縄県は、 無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区にお
- ける医療 の確保 (当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。) に努め
- なければならない。
- 4 沖縄県知事 は、 国に対 し、 無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を

病院又

求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、 沖縄県が負担する。

6 国は、 前項の費用のうち、 第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、 同項第二号

及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、 それぞれ政令

で定めるところにより、補助するものとする。

7 国及び沖縄県は 沖縄 の市 町 村が 沖縄 振興計 一画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとす

当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

8 国及び沖縄県は 沖縄 の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、 必要

な医師等の確保、 定期的な巡回診療、 医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実

が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第九十二条を削り、第九十二条の二を第九十二条とする。

第九十三条及び第九十四条を削り、 第七章中第九十五条を第九十三条とする。

第九十六条から第百四条までを削り、 第八章中第百五条を第九十四条とし、第百五条の二を第九十五条

とする。

第百五条の三第三項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、 同条第四項中 「第八十九条

第六項」を 「第九十条第六項」に、 「第百五条第一項から第三項まで」を「第九十四条第一項から第三項

まで」に改め、同条を第九十六条とする。

第百五条の四第 項中 「第百五条の二第二項第二号」 を 「第九十五条第二項第二号」 に改め、 同条を第

九十七条とし、第百六条を第九十八条とする。

第百七条第六項中 「第百七条第一項」を 「第九十九条第一項」に、 「第百七条第五項」を

第五項」に、 「第百七条第四項」を「第九十九条第四項」に改め、 同条を第九十九条とし、 第百八条を第

百条とし、 第百九条を第百一条とし、 第百十条を第百二条とする。

第九章中第百十一条を第百三条とし、第百十二条を第百四条とする。

第十章中第百十三条を第百五条とする。

第百十 ·四条第一 項第一号中 「第六条第五 項 を「第六条第四項」に、 「同条第六項」 を 「同条第五 項」

に、 「同条第七項」 を「同条第六項」 に、 「同条第八項」を「同条第七項」に、 「同条第五項」 を 「同条

「第九十九条

第四項」に、 定による基準の策定及び確認」を加え、 「及び同条第三項」を「、 同項第二号中 同条第三項」に改め、 「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、 「勧告」の下に 「並びに第八条第一 項の規

項」に、 同 条第六項」 「同条第五項」 を 「同条第五項」に、 を 「同条第四項」に、 「同条第七項」を 「及び同条第三項」を 「同条第六項」に、 一、 同条第三項」 「同条第八項」を に改め、 「同条第七 「勧告」

の 下 に 「並びに第三十一条第一 項及び第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による基準 の策定及び 確認」 を加 え、 同 項第三号中

産業高度化 事 業革新 促 進計 画 を 「産業イノベ シシ ョン ,促進 計 画 に、 「第四 十 一 条第五項」 を

条第七項」を 「同条第五項の規定による通知、 同条第六項」に、 「同条第八項において準用する同条第五

三十六条の規定に

よる基準

 \dot{O}

策定及び

確認、

第四十一

条第四

[項

に、

「同条第六項の規定に

よる

通

知

同

項」を 「同条第七項にお いて準用する同条第四項」に、 「同条第八項において準用する同条第六項」 を

同 条第七項において準用する同条第五項」に、 「同条第八項において準用する同条第七項」を 同

七項に お 1 て準用する同条第六項」に、 「及び同条第四項の 規定による通知」 を 一、 同条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に

よる通知 並 びに第五 十条第 項及び第二項 の規定に よる基準 の策定及び確認」 に改め、 同条第二項中第二

号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第七条の二第三項の書類、 同条第五項の公表及び第七条の三の実施状況の報告に関する事項につい

ては、 内閣府令・国土交通省令

第百十四条第二項に次の二号を加える。

第二十九条の二第三項の書類、 同条第五項の公表、 第二十九条の三の実施状況の報告及び第三十条

第二項の実施状況の報告に関する事項については、 内閣府令・総務省令・経済産業省令

兀 第三十五条の三第三項の書類、 同条第五項の公表、 第三十五条の 兀 の実施状況の報告、 第四十二条

施状況の報告に関する事項については、 内閣府令・経済産業省令

の二第三項の書

類

同条第五項の

公表、

第四十二条の三の実施状況の報告及び第四十四条第二項の実

第百十四条を第百六条とする。

第百十五条第 一項中 奥地等産業開発道路整備臨時措置法 (昭和三十九年法律第百十五号) 」

り、 同条を第百七条とし、 第百十六条を第百八条とする。

附則第二条第一項中 「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、 同条第二項

の表一の項中「第七十八条第二項及び第三項、 第七十九条、 第八十条並びに第八十三条」を「第七十条第

二項及び第三項、 第七十一条、第七十二条並びに第七十五条」に改め、 同表二の項中「第八十二条」を

「第七十四条」に改め、 同表三の項中「事業」を「事業等」に、 「平成三十四年度」を「令和十四年度」

め に、 同表四 「第八十九条及び第百五条から第百八条まで」を「第九十条及び第九十四条から第百条まで」 |の項中 「第百七条第六項」 を「第九十九条第六項」 に改め、 同条第三項を削る。

附則第三条を削る。

附則第四 条第一 項中 「第七十三条各号」を 「第六十八条各号」 に改め、 同条第二項及び第三項中 「第七

号」を「第六十八条第一号」に改め、 同条を附則第三条とする。

附則第五条第一項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、 同条第二項及び第三項中

百五条第三項」を 「第九十四条第三項」に改め、 同条第七項中 「第百五条第一項」を「第九十四条第一

項」に改め、 同条第八項中 「第百五条第三項」 を 「第九十四条第三項」に改め、 同条を附則第四条とし、

附則第五条の二を附則第五条とする。

附則第六条の前の見出し及び同条を削る。

附則第七条第一項中「旧法の失効」 を 「失効前の沖縄振興開発特別措置法 (昭和四十六年法律第百三十

号。 以 下 「旧法」という。)の失効」に改め、 同条を附則第六条とし、 同条の前に見出しとして「 · 経

過措置)」を付し、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条中 「第百七条第一項」を 「第九十九条第一項」に改め、 同条を附則第八条とし、 附則第十条

を附則第九条とし、附則第十一条を削る。

別 表中 「第百五条」 を 「第九十四条」 に改め、 同表二十一の項中 「老人福祉法」 の 下 に 「(昭和三十八

年法律第百三十三号)」を加える。

、沖縄県における駐留軍 甪 地 跡地 の有効か つ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 (平成七年法律第

百二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中 「第十二条第一項」の下に「及び第二十六条第二項」を加える。

第二十六条第六項中 「第二項から第四項まで」を 「第三項から第五項まで」に改め、 同項を同条第七項

とし、 同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、 第一項の次に次の一 項を

加える。

2 内閣総理大臣は、 日米安全保障協議委員会において返還が合意された駐留軍用地について、 当該駐留

軍 用地が段階的にアメリカ合衆国から返還されることとなった場合には、 前項の規定にかかわらず、 次

に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、合同委員会において返還が合意されてい ない区域を含

同項各号のいずれかに該当するものについても拠点返還地として指定すること

む土地

の区域であって、

が できる。 この場合にお いて、 当該指定は、 当該指定に係る区域が第二号に掲げる要件に該当すること

となる当該駐留軍 用地 の返還をアメリカ合衆国から受けた日の翌日から起算して一年を経過する日まで

に行うものとする。

当該指定に係る区域において一体的な土地利用が見込まれること。

当該指定に係る区域の相当部分について、 合同委員会において返還が合意されていること。

第二十七条第一項及び第二項中「前条第一項」 の 下 に 「又は第二項」を加える。

附則第二項中 「平成三十四年三月三十一日」 を 「令和十四年三月三十一日」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号) の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、 「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「若しくは産業労働者住宅資金融通法 (昭和二十八年法律第六十三号。 以

下「融通法」という。)又はこれらの法律」を「又はこの法律」 に改める。

第十九条第一項第一号イ中 「既成市街地」 の下に「若しくは駐留軍用地跡地 (沖縄県における駐留軍用

地跡 地 の有効か つ適切な利用の推進に関する特別措置法 (平成七年法律第百二号) 第二条第二号に規定す

る駐留 軍 甪 地跡地をいう。)」を加え、 同項第三号中 「若しくは造成」 及び 幼稚園等又は関 連 利 便施

設 の建設、 関連公共施設の整備」 を削り、 同号二及びホを削り、 同号へを同号ニとし、 同条第二項中

号から第三号の四までを削り、 第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、 同条第三項を削り、 同条

第四項中「及び前項」を削り、 「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条

第四項とする。

第二十条第一項後段を削る。

第三十二条第二項中「及び融通法」を削る

第三十三条第一項中「(融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。 以下この章に

おいて同じ。)」、 「融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体を含む。」、 「からホ

まで」及び「その他政令で定める者」を削る。

第三十五条から第三十五条の三までを削り、 第三十五条の四を第三十五条とする。

第六章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の五を第三十六条とする。

第三十七条を削り、

第三十九条第三号中 第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」 に改める。

、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の 部改正

附則第五条中

第三項若しくは第四項」を

「若しくは第三項」に、

「行なう」を「行う」に改

らめる。

第四条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成十八年法律第四十七号)

0 一部を次のように改正する。

第十一条第一項中 「平成二十四年度」を「令和四年度」 に改める。

(沖縄 の復帰に伴う特別措置に関する法律の 部改正

第五条 沖縄 の復帰に伴う特別措置に関する法律 (昭和四十六年法律第百二十九号) の一部を次のように改

正する。

第八十条第一項第一号中「起算して五十年以内」を「令和八年九月三十日 (酒税法第三条第十号に規定

する単式蒸留焼酎にあつては、令和十四年五月十四日) までの間」 に改め、 同項第三号中「五十年」 を

「五十二年」に改める。

第八十二条中 「起算して五十年を経過した日」を「令和八年十月一日」に改める。

第六条 沖縄 の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

第八十条第三項中 「に酒類」の下に「(酒税法 (昭和二十八年法律第六号) 第二条第一項に規定する酒

類をいう。 次条第二項において同じ。)」 を加え、 同条第四項中 「酒類又は」 を削り、 同条第六項か ?ら第

八 項までを削り、 同条第九項中 「第五項」 を 「前項」に、 「者は」を 「ときは、 その違反行為をした者

は に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第十項を同条第七項とする。

第八十一条第一 項 中 「酒税、 を削り、 同条第四項及び第五項を削る。

附則

(施行期日)

第一 この法律は、 令和四年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

る日から施行する。

第一条中沖縄振 興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄県における駐留軍 用地跡

地 の有効か つ適切 な利 用 の推進 に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条、 第二十

六条及び第二十七条の規定 公布の日

第六条の規定並びに附則第十一条第二項及び第三項並びに第二十三条の規定 令和十四年五月十五日

(見直し)

第二条 政府は、 この法律の施行後五年以内に、 第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法 (以下

新沖振法」という。)第四条の規定による沖縄振興計画 (附則第十条において 「新沖縄振興計 とい

う。)に基づく事業又は 事 務 (附則第十条において 「事業等」という。)に対する特別 の措置の 適用 の状

況その: 他 この新沖 振法 の施 行 の状況について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて

所要の見直しを行うものとする。

、施行前に提出 した観光地形成促進計 画 の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置

第三条 第一 条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法 (以 下 「旧沖振法」という。)第六条第五項の規

定により提出した観光地形成促進計画 (その変更について同条第八項において準用する同 条第五項の 規定

による提出をしたときは、 その変更後のもの。 次項において 旧 提出観光地形 成促進計画」 という。

に

関 する実施 状況 の公表及び報告については、 なお従 前 の例による。

2 法 律 の施 行 \mathcal{O} 際現に 旧 提出 観光 地 形 成 促 進計 画に 定められ てい る沖縄振 興特別措置法第六条第

第二号に規定する観 光地 形 成 促進 地 域 (次項及び附 則第八条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 表 \mathcal{O} 第 号に お V) 7 旧 観 光 地 形成

促進地域」 という。) の区域内にある旧沖振法第八条第一項に規定する販売施設であっ て同 |項の 規定によ

日 り沖縄県知 (以 下 「施行日」 事が指定しているものに係る指定の効力及び当該指定の取消しについては、 という。) から起算して六月を経過する日 (その日までに、 新沖振法第六条第四 法律 施 行の 項

この

 \mathcal{O}

規定による観光地 形 成促 進 計 画 \mathcal{O} 提出があった場合には、 その提出があった日 の前日) までの間は、 なお

従 前 0 例 に よる。

3

この 法律 -の施行 の際現に旧観光地形成促進地域の区域内にある旧沖振法第二十六条に規定する特定販売

施設であって同 条の規定により内閣総理大臣が指定している部分に係る指定の効力については、 施行日か

ら起算して六月を経過する日 (その日までに、 新沖振法第六条第四項の規定による観光地形成促進 計 画 \mathcal{O}

提出があった場合には、 その提出が あった日 の前日) までの間は、 なお従前 の例による。

(施行前 に提出した情報 通信産業振 與計画 の実施状況 の公表及び報告等に関す る経過措置

第四条 旧 沖振法第二十八条第五項 \mathcal{O} 規定に より提出 した情報 通信 産業振興計 画 (その変更について同条第

八 項 Ê お い て準 用する同 [条第五] 項 \mathcal{O} 規定による提出 をしたときは その変更後 \mathcal{O} ŧ O_{\circ} 次項 及び 附則 第八

条第 項 \mathcal{O} 表 0 第一 一号に お V て 旧 !提出情! 報 通信産業振興計画」 という。 に関する実施状況の 公表記

報告については、 なお従れ 前 の例による。

2 この法律 -の施行 の際現に旧提出 情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三

号に規定する情報通信産業特別地 区 の区域において旧沖振法第三十条第 項の認定を受けている法人に係

る認定 \mathcal{O} 効力並び に当該 認定 の取 消 し及びその公表につい ては、 当該法人の設立 $\overline{\mathcal{O}}$ 日から起算して十年を

経過 する日 まで \mathcal{O} 間 は、 な お従前 \mathcal{O} 例 による。

(施行前 に提出 した産業高度化 ・事業革新促進計画の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置

第五条 旧沖振法第三十五条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画 (その変更につい

て同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、 その変更後のもの。 附則第八

に関する実施状況の公表及び報告については、

なお従前

の例

によ

る。

条第

一項の表の第三号において同じ。)

2 この 法 .律の施行の際現に旧沖振法第三十五条の三第四項の規定による認定を受けている産業高度化 · 事

業革新 措置 実施 計 画 同 条第五項 \mathcal{O} 規定による変更の認定が あったときは、 その変更後 \mathcal{O} もの。 以下この

に係る認定の効力並びに当該認定の取消し並びに旧認定産業高度化 ・事業革新措置実施計画に関する沖縄 条及び附則

第八条第

項の

表の第三号において

旧

認定産業高度化

・事業革新措置実施計画」という。)

県知事 の指導及び助言については、 施行日から起算して六月を経過する日 (その日までに、 新沖振法第三

十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、 その提出があった日の

前日)までの間は、なお従前の例による。

3 旧 認 定産業高 度化 事業革 -新措| 置実施計 画 の実施状況の報告の徴収 については、 なお従前の例による。

(施行前) に提出した国際物流拠点産業集積計画 の実施状況の公表及び報告等に関する経過措 置

第六条 旧沖振法第四十一条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画 (その変更について同

条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、 その変更後のもの。 次項にお いて

旧 提出国際物流拠点産業集積計画」 という。)に関する実施状況の公表及び報告については、 なお従前

の例による。

2 この 法 律 上の施行の の際現に .旧提出! 国際物流拠点産業集積計画に定められてい る沖縄振興特別措置法第四十

条第二項第二号に規定する国際物 流 拠点産業集積 地域 (次項及び附則第八条第 項の 表 \mathcal{O} 第四 一号に お

7 旧 国際物流拠点産業集積地域」 という。) の区域に おいて旧沖振法第四十三条第 項の 認定を受けて

1 る者に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその通知並びに当該者に係る手数料の軽減について

は、 施行日から起算して六月を経過する日 (その日までに、新沖振法第四十一条第四項の規定による国際

物流拠点産業集積計画 の提出があった場合には、 その提出があった日の前日) までの間は、 なお従前 の例

による。

3 この 法 律 の施 行 の際現に 旧 国際物流拠点産業集積 地域 の区域に お ζì て旧 沖振法第四十四条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定

を受けている法人に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその公表については、 当該法人の 設立の

日 から起算して十年を経過する日までの間は、 なお従前の例による。

4 この法律の施行 の際現に沖縄振興特別措置法第四 [十五条第二項の規定により関税法 (昭和二十九年法律

法第四· 十 五条第三項 の規定により関税法第四十二条第一 項に規定する保税 成蔵置場、 同法 第五 十六 条第 一項

第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可を受けている者及び沖縄振興

特別

措置

第六十一号)

に 規定する保税 Ĭ 場 災は同 法第六十二条の二第一 項に規定する保税展示場 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 許可を受けている者に関する

手数料の軽減については、なお従前の例による。

施行 前 に 認定を受けた経済 金融 活性 化計 画 \mathcal{O} 実施 状況 \mathcal{O} 報告の徴収等に 関する経過措

第七条 旧 沖 振法第五十五条の二第五項の認定を受けた経済金融活性化 計画 旧 沖 張法第五十五条の三第

項 の規定による変更の認定があったときは、 その変更後のもの。 次項において 「旧認定経済金融活性 化計

画 という。 に関する実施状況 の報告の徴収については、 なお 従前 の例による。

2 この 法律 の施 行 \mathcal{O} 際現 (C 旧 認定 経済金融活性 化計 画に定められてい る沖 縄振 興 特 別措置法第五 十五 条の

一第二項第三 二号に規定する特定経 済 金融 活 性 花 産業 (次項 及び次条第 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 第五号に お 1 7 旧 特定

経済金融活性化産業」という。) に属する事業を営む法人のうち旧沖振法第五十六条第 項の認定を受け

置

ている法人に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその公表については、 当該法人の設立の 日から

起算して十年を経過する日までの間は、 なお従前の例による。

3 この 法律の施 行 の際現に旧特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社のうち旧沖振法第

五. 十七条の二第一 項 の指定を受けてい る株式会社 (次項において 「指定会社」という。) に係る指定の効

力並 び 12 当該指 定 \mathcal{O} 取 消 し及びその公表については、 施行日 から起算して六月を経過する日 (その 日 まで

に、 が 新 0 沖 振 法第 の 前 五十 まで 五条 \mathcal{O} の二第四 間 は、 項 お \hat{O} 従前 規定による経済金 によ 融活 性化 計画 \mathcal{O} 認定が あっ た場合には、

4 あ 指定会社に関するその指定に係る事業の実施状況の報告については、 た 日 な \mathcal{O} 例 なお従前の例による。

日

地 方税の課税免除又は不均 一課税に伴う措置に関する経過措置

第八条 地方公共団体が、 次の表の各号の上欄に掲げる地域又は地 区の区域内において当該各号の中欄

げ る施設又は設備を当該各号の下 欄に掲げる日 以前 に新設し、 又は増設 ĺ た者 (同 表の 第三号の 上 欄 に掲

げる地は 域 O区域 角 に お 7 て同 ·号の· 中 -欄に掲げ げ る事業 \mathcal{O} 用 に供 した場合にあっては 旧 沖 振法第三十五 条の

三第五項に規定する認定事業者に限る。)に係る事業税、 不動産取得税又は固定資産税について課税 免除

その

認定

又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定によ

る当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、 なお従前の例による。

施行日から起算して六月を経過する	旧認定産業高度化・事業革新措	三 旧沖振法第三十五条第四
は、その提出があった日の前日)		報通信産業振興地域
業振興計画の提出があった場合に	に供する設備	第二項第二号に規定する情
八条第四項の規定による情報通信産	号の情報通信技術利用事業の用	振興特別措置法第二十八条
日(その日までに、新沖振法第二十	号の情報通信産業又は同条第八	計画に定められている沖縄
施行日から起算して六月を経過する	沖縄振興特別措置法第三条第六	二 旧提出情報通信産業振興
提出があった日の前日)		
計画の提出があった場合には、その		
第四項の規定による観光地形成促進		
日(その日までに、新沖振法第六条	る特定民間観光関連施設	
施行日から起算して六月を経過する	旧沖振法第八条第一項に規定す	一 旧観光地形成促進地域

五条の二第四項の規定による経済金		指定された経済金融活性化
日(その日までに、新沖振法第五十	に供する設備	十五条第一項の規定により
施行日から起算して六月を経過する	旧特定経済金融活性化産業の用	五 沖縄振興特別措置法第五
には、その提出があった日の前日)		
点産業集積計画の提出があった場合		
一条第四項の規定による国際物流拠	供する設備	
日(その日までに、新沖振法第四十	一号の国際物流拠点産業の用に	地域
施行日から起算して六月を経過する	沖縄振興特別措置法第三条第十	四 旧国際物流拠点産業集積
田)	の用に供する設備	高度化・事業革新促進地域
場合には、その提出があった日の前	産業高度化・事業革新促進事業	二項第二号に規定する産業
ベーション促進計画の提出があった	等又は旧沖振法第三条第十号の	画に定められている同条第
五条第四項の規定による産業イノ	別措置法第三条第九号の製造業	業高度化・事業革新促進計
日(その日までに、新沖振法第三十	置実施計画に従って沖縄振興特	項の規定により提出した産

特別地区

融活性化計画の認定があった場合に

は、その認定があった日の前日)

2 地 方公共団体が、 沖縄振興特別措置法第三条第三号の離島の地域内におい て薪炭製造業を行う個人に係

る事業税について令和四年三月三十一日以前に課税免除又は不均 一課税をした場合における地方交付税法

第十四 条の規定による当該地方公共団体の基準 財政 収入額の算定については、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

(中小企業等経営強化法の特例に関する経過措置)

第九条 施行 日前にされた旧 沖振法第六十六条第五項 (の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強

化法 (平成十一年法律第十八号) 第十四条第一 項の経営革新計画 の承認の申請であって、この法律の 施行

の際、 まだその承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認の処分については、 なお従

前の例による。

2 この 法 律 の施 行 の際現に旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営

強 化法第十四条第 項 \mathcal{O} 承 認 间 沖振法第六十六条第五 項の規定により読み替えて適用される中 小 企業等

経営強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。)を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお

従前 の例によることとされる中小企業等経営強化法第十四条第一 項の承認を受ける経営革新計画に関する

計 画 の変更の承認及び承認の取消し、 中小企業信用保険法 (昭和二十五年法律第二百六十四号) 0 〉特例、

中 小企業投資育成株式会社法 (昭和三十八年法律第百一号) の特例、 食品等の流通の合理化及び 取引の適

正 化に関する法律 (平成三年法律第五十九号) の特例、 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第

五. 十七号) の特例が 並 びに報告の徴収 なについ ては、 なお従 前 0 例に による。

(国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置)

第十条 旧沖 振法第四 条の規定による沖縄 振 興 計 画に基づく事業等で、 令和 四年 度以後の年度に繰り越され

る国 「の負担若しくは補助又は交付金の交付に係るものは 新沖縄振興計画に基づく事業等とみなして、 新

沖振法第九十条及び第九十四条から第百条までの規定を適用する。

2 められるまでの間に、 令 和 四年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業等で、 沖縄 \mathcal{O} 振興 のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣 新沖縄振興 が沖 計 縄 爬果知事 一画が定

の意見を聴くとともに関係 行政 機 関 の長に協議して決定したものについては、 当該事業等を新沖縄 振 興計

画に基づく事業等とみなして、新沖振法の規定を適用する。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十一条 所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四号) 附則第三十九条第十四項及び

第十七 項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所又は同条第二十項及び第二十三項の酒類 の製造場及び保

税地域以外 の場所が 沖縄県の 区域内の場所であり、 かつ、これらの規定に規定する酒類が沖縄の 復帰 に伴

う特別措置に関する法律第八十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類で ある場合には 所

得税法等 \dot{O} 部を改正する等の法 律 附 則第三十九条第十四項から第十 九項までの規定又は同条第二十項

ら第二十五項までの規定は、適用しない。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、 第六条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関

する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、 又は課すべきであった酒税については、 なお従前 \mathcal{O}

例による。

3 第六条の 規定 の施行前にした行為及び前項の 規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同

条 の規定 \mathcal{O} 施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関

する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(産業労働者住宅資金融通法の廃止

第十三条 産業労働者住宅資金融通法 (昭和二十八年法律第六十三号) は、 廃止する。

(港湾法 \mathcal{O} 部改正

第十四条 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) の一部を次のように改正する。

条第七項」に改める。

附則第十三項中

「附則第五条第一項」

を

「附則第四条第一項」

に、

「附則第五条第七項」

を

「附則第四

附則第十四項中 「附則第五条第七項」を 「附則第四条第七項」 に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第十五条 公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号) の一部を次のように改正する。

第七条第五項第四号中 「第百五条の三第二項」を「第九十六条第二項」に改める。

(農業改良資金融通法の一 部改正)

第十六条 農業改良資金融通法 (昭和三十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、 同条第三項中「及び第三十

二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」を「中「この法律又はこの法

律」とあるのは 「この法律若しくは農業改良資金融通法 (昭和三十一年法律第百二号)又はこれ らの法

律」 に改め、 「業務」と、」の下に 「同法第三十二条第二項中 「この法律」 とあるのは 「この法律及び農

業改良資金融通法」と、」 を加える。

特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第十七条

特定港湾施設整備特別措置法

(昭和三十四年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

「第百八条第一項」を 「第百条第一項」に改める。

第四条中 「第百八条第三項」 を 「第百条第三項」 に改める。

登録免許税法の 部改正

第十八条 登録免許税法 (昭 和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

別表第三の二十の項を次のように改める。

二十 削除

(社会保険労務士法の一部改正)

第十九条 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の五中「第七十八条」を「第七十条」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第二十条 勤労者財 産形成 促進 法 (昭和 匹 十六年法律第九十二号)

の一部を次のように改正する。

律及び勤労者財産形成促進法」に改める。

第十条第四項中

「 及びi

融通法」

を「この法律」

に、

融通法及び勤労者財産形成促進法」を「この法

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第二十一条 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) の一部を次のように改正する。

第十四条の六第一 項中 第三項若しくは第四項」 を 「若しくは第三項」に改め、 同条第三項中 لح

あるのは 「この法律、 農業経営基盤強化促進法 (昭和五 十五年法律第六十五号)」を「又はこの法 律」 لح

あ るのは 「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 又はこれらの法

律」に、 一、 農業経営基盤強化促進法」」を「及び農業経営基盤強化促進法」」 に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第二十二条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 (平成六年法律第八号) の一部を次のように

改正する。

第二条第四項第七号イ中 「第百七条第六項」 を 「第九十九条第六項」 に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十三条 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中 一、 租税特別措置法」を 「並びに租税特別措置法」に改め、 「並びに沖縄の復帰に

伴う特別措置に関する法律 (昭和四十六年法律第百二十九号) 第八十一条第一項」 を削る。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第二十四条 沖縄科学技術大学院大学学園法 (平成二十一年法律第七十六号) の — 部を次のように改正す

る。

附則第十四条中 「この法律の施行後十年を目途として」を「おおむね五年ごとに」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四

年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百二十二条中「第十九条第五項」

を

「第十九条第四項」

に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十六条 内閣 府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

附則第一 一条第二項 の表令和四年三月三十一日の項を削 ŋ 同 表に次のように加える。

令和十四年三月三十 日 置法 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措 な利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。 (平成七年法律第百二号) の規定による駐留軍用地跡地 の有効かつ適切

附則第三条の表令和四年三月三十一日までの 間 \mathcal{O} 項中 「令和四年三月三十一日まで」 を 「令和十四年三

月三十一日まで」に、 「令和四年三月三十一日の項」 を 「令和十四年三月三十一日の項」 に改める。

附則第四条中 「令和四年三月三十一日」を 「令和十四年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「令和四年三月三十一日の項」を「令和十四年三月三十一日の項」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第二十七条 防衛省設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表平成三十五年五月十六日までの間の項中「平成三十五年五月十六日」を 「令和五年五月

十六日」に改め、 同表平成三十四年三月三十一日までの間 この項中 「平成三十四年三月三十一日」 を 「令和

十四年三月三十一日」に改め、 同表平成三十九年三月三十一日までの間 の項中 「平成三十九年三月三十一

日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第四項中 「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」 に改める。

附則第五項中 「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

理由

長するとともに、

事業者が作成する観光地形

沖 縄 の置 か れた特殊な諸事情に鑑 み、 その一 層の振興を図るため、 沖縄振興特別措置法等の有効期限を延

成促進措置実施計画等につい

て沖縄県知事の

認定制度を新設す

るほ か、 駐留軍 甪 地 が段階的に返還される場 合の 拠 点返還: 地の指定要件を緩和する等の措置を講ずる必要が

ある。これが、この法律案を提出する理由である。